

第 67 回東京都情報公開・個人情報保護審議会

東京都情報公開条例第 39 条の規定に基づき、下記の事項について
諮問する。

平成 29 年 1 月 12 日

東京都知事 小池 百合子

記

情報公開の新たな取組について

- 1 公文書開示における手数料の見直しについて
- 2 ICTを活用した公文書データの提供について
- 3 積極的な行政情報の公表について

諮 問 の 趣 旨

都は、都民ファーストの都政の実現に向けた改革を行うため、平成 28 年 9 月 1 日に都政改革本部を発足させ、「都政の透明化・見える化」の推進策を検討し、積極的な情報公開を進めているところである。

情報公開制度は開かれた都政を推進していく上でなくてはならない仕組みとして発展してきたものであり、都民が知ろうとする都の保有する情報を迅速かつ適切に得られるよう、情報の公開を一層進めていく必要がある。

そこで、東京都情報公開条例の改正を視野に入れ、情報公開の新たな取組に係る以下の項目について諮問するものである。

諮 問 事 項

情報公開の新たな取組について

1 公文書開示における手数料の見直しについて

都民負担を軽減し、行政情報にアクセスしやすい環境を整えるため、公文書開示における閲覧手数料を廃止し、写しの交付手数料については最低限の実費相当に減額するなど、手数料の見直しが必要である。

2 I C Tを活用した公文書データの提供について

I C Tが大きく進歩していることから、都民からの請求に対する公文書開示について、これまでの紙中心の対応から電子データによる対応へ移行していくとともに、実質的に公文書開示の無料化の道

を開きたい。

そのために、電子メールでの送信やWEBの活用など、ICTを活用して請求のあった公文書を電子データにより無料で提供できる新たな取組が必要である。

3 積極的な行政情報の公表について

都自らが積極的に行政情報の公表を進めていく上で、「公文書の管理に関する条例」（仮称）の制定による公文書の適切な管理の推進に併せ、行政情報の電子化やICTの活用を促進し、都民に提供される情報量の増加を図る必要がある。